

薬生食輸発0529第1号
令和5年5月29日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和5年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(モザンビーク産ごまの種子のカルバリル、ホンジュラス産メロンのアゾキシストロ
ビン及びジフェノコナゾール並びにバングラデシュ産赤とうがらしのメタミドホス)

標記については、令和5年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和5年
5月24日付け薬生食輸発0524第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき
実施しているところである。

今般、モザンビーク産ごまの種子のモニタリング検査において、食品衛生法第13条に
基づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、モザンビーク産
ごまの種子のカルバリルに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、
当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の
自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者
及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加する。

また、地方自治体が実施した収去検査の結果、ホンジュラス産メロンにおいて、残留
農薬の基準に違反した事例があったことから、ホンジュラス産メロンのアゾキシストロ
ビン及びジフェノコナゾールに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げること
とし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加する。

さらに、過去一年間の検査実績を踏まえ、バングラデシュ産赤とうがらしのメタミド
ホスについてモニタリング通知の別表第2及び別表第3から削除することとしたので、
御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化 日	対象国 ・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者
令和5年 5月29日	モザンビ ーク	ごまの種子及びその加工 品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(カルバリ ル)	EXPORT MARKETING CO LDA

	ホンジュラス	メロン及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	残留農薬 (アゾキシ ストロビン)	
			残留農薬 (ジフェノ コナゾール)	